

公益社団法人日本都市計画学会 役員の報酬及び費用に関する規程

平成 22 年 5 月 14 日制定：総会承認

平成 23 年 10 月 3 日 公益認定登記

平成 28 年 3 月 17 日最終改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本都市計画学会（以下「本学会」という。）定款（以下「定款」という。）第 26 条の規定に基づき、役員に対して支払う報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本学会を主たる職務場所としている役員をいう。
- (3) 経理の技術を有する監事とは、公認会計士又は税理士の資格を持つ監事、あるいは営利又は非営利の法人において 5 年以上の経理の経験を有する監事をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 本学会は、役員に対して報酬等を支給しない。ただし、常勤役員に対しては、業務の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 本学会は、経理の技術を有する監事に対して、職務の対価として報酬等を支給することができる。ただし、経理の技術を有する監事が常勤役員である場合はこの限りでない。

(報酬等の種類)

第 4 条 常勤役員に対する報酬等は、月額報酬及び特別手当とし、理事会の承認を経て、会長が別に定めるところにより支給する。

- 3 経理の技術を有する監事に対する報酬等は、謝金とし、別表「経理の技術を有する監事の報酬」の定めるところにより支給する。

(報酬等の額及び算定方法)

第 5 条 毎年度の常勤役員及び経理の技術を有する監事の報酬等の総額（以下「報酬等の総額」という。）は、定款第 18 条及び第 26 条により、総会の決議によって定める。

- 2 常勤役員及び経理の技術を有する監事に対する報酬等は、前項に定める報酬等の総額の範囲内において支給することができる
- 3 常勤役員の個々に対する報酬等は、報酬等の総額又は年間 500 万円のいずれか低い額以内とする。
- 3 経理の技術を有する監事に対する報酬等は、報酬等の総額又は別表「経理の技術を有する監事の報酬」により支払う額の年額のいずれか低い額とする。

(通勤手当の取扱)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(報酬等の支払と控除)

第7条 常勤役員に対する報酬等は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 前項の報酬等について、所得税、社会保険等の控除及び本人から申出があった立替金、積立金等は、毎月の報酬等から控除して支給する。
- 3 月の途中で常勤役員に就任したとき、又は月の途中で常勤役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬等は日割計算で行うものとする。
- 4 経理の技術を有する監事に対する報酬等は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の支払い方法)

第9条 本学会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、定款第26条により理事会の決議をもって行う。

(公 表)

第11条 本学会は、この規程及び第5条に定める報酬等の総額をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補 足)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要事項は会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

(※平成23年10月3日公益社団法人移行認定の登記完了。)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月17日理事会議決)

別表 経理の技術を有する監事の報酬 (第5条第2項関係)

区 分	時間当たり単価
公認会計士の有資格者	12,000円
税理士の有資格者	10,000円
5年以上の経理の経験を有する者	5,000円